

2025年11月26日制定

青森大学 熊等対応マニュアル

緊急事態対応マニュアル



青森大学 熊等対応マニュアル

1. 緊急事態発生時の事務局係分担

係	指揮	主な内容
事務局統括・状況集約・学長報告	事務局長	学長へ報告、状況等の集約、各機関への行動指示、状況判断。
学生教職員への連絡	学生課	緊急放送・メール/学生教職員への周知、指示。
通報、連絡	教務課	通報及び関係機関からの伝達事項周知。
誘導、封鎖	総務課・入試課	誘導及び防衛、封鎖、見回り。

2. 緊急事態発生時の対処フロー

○熊等の目撃情報が確認された場合、以下のフローで迅速に対応します。

段階	状況	主な行動と担当
初期対応	熊等の目撃者・発見者	絶対に近づかず、安全な場所から大学の緊急連絡先（017-738-2001）に連絡。 目撃場所、時間、熊等の大きさ、進行方向などを正確に伝える。
第1段階	【敷地内】目撃時	事務局が警察・自治体へ通報（教務課）。全学に対し、緊急放送・メール等で 「熊等出没警報」を発令し、「屋外活動の中止・屋内退避」を指示（学生課）。
第2段階	【校舎内】侵入時	事務局は、侵入場所と封鎖状況を警察に報告。 校舎内の一部エリアに限定して避難指示を出し、学生・教職員は指定された安全な区画へ避難。 (総務課・入試課)
第3段階	事態収束	警察・専門家により安全が確認された後、「警報解除」を全学に周知（学生課）。

3.敷地内（屋外）等に熊等が現れた場合の対処

1. 静かに速やかに退避する

熊等から目を離さず、ゆっくりと熊等に背を向けずに後ずさりし、最も近い頑丈な建物内に避難してください。

走って逃げたり、大声をあげたり、熊等を刺激する行動は絶対にしないでください。

2. 情報伝達

建物の安全な場所から、すぐに大学の緊急連絡先に報告してください。（大学事務局 017-738-2001）

3. 窓・扉の施錠

避難した建物の全ての窓や扉を速やかに施錠・閉鎖し、熊等の侵入を防いでください。

4. 校舎内に熊が侵入した場合の対処と避難経路

○避難の原則

1. 侵入エリアを避ける

熊等が侵入したフロアや区画には絶対に近づかないでください。

2. 垂直避難を優先

侵入階とは異なる上層階（最上階）または侵入区画から最も遠い区画を安全な避難区画とします。

3. 施錠・バリケード

侵入した熊等がいる場所の扉を閉め、施錠し、可能な場合は家具などでバリケードを築き、熊等の行動範囲を限定します。

避難経路の考え方（例）

状 況	避難すべき場所	備 考
1階・玄関付近に侵入	1階全域を避け、2階以上の教室・研究室などへ移動。	階段利用時も、熊等の居る場所から最も遠い階段を選ぶ。
個別棟の1階に侵入	侵入棟の全域を避け、隣接する他の棟（校舎）へ移動。	連絡通路がある場合は、熊等の状況を確認しながら慎重に利用する。
すでに建物内にいる場合	窓・扉を閉めてその場（教室・研究室など）に留まるのが最も安全です。	避難の必要があっても、熊等のいる場所を横切る危険な移動は避ける。

5. 事務局の対応行動

1. 状況の集約・学長への報告（事務局長）

各部署（学生課、総務課、教務課等）から報告された情報を一元的に集約し、学長へ報告して必要な指示・判断を仰ぎます。
学長からの判断・指示を仰ぎ、必要であれば危機対策本部の設置、対応方針、部署間の連携体制の構築などを実行します。

2. 緊急警報発令:（学生課）

直ちに全学に緊急放送・メール等で「熊等出没警報」を発令し、避難場所を指示します。

3. 限定的な避難指示:（学生課）

全学一律ではなく、侵入された棟・区画にいる者に限定して避難場所（例：5号館4階以上、または6号館へ移動）を指示します。

4. 専門機関への連絡:（教務課）

警察（110番）、青森市役所（017-718-0293）へ連絡し、熊等の場所と状況を伝達し、専門家による対応を要請します。

5. 校外見回り・封鎖:（総務課・入試課）

安全を確保できる職員が警察の指示に従い、熊等が出没したエリアの外周を警戒し、不用意な立ち入りを防ぐための簡易封鎖を行います。

6. 警察・専門家との連携:（総務課・入試課）

侵入場所や封鎖状況を警察に正確に報告し、熊等の追い出し・捕獲作業は警察および専門家に完全に委ねます。
職員は警察官の指示がない限り、熊等のいる場所には近づきません。

6. 緊急連絡先

区 分	連絡先	備 考
警察	【青森県警察】 110	人身被害、緊急時、熊等目撃時の必須通報先
大学緊急連絡先	【事務局】 017-738-2001	警報発令、学内対応の本部
自治体	【青森市環境部環境保全課】 017-718-0293	熊等対策に関する情報連携

7. 訓練・見直し体制

- ・年1回以上、熊出没を想定した訓練を行う方向で進める。
- ・危機発生後には対応を振り返り、マニュアルを見直す。
- ・文部科学省のガイドライン等を参照し、定期的な点検・更新を行う
- ・教職員および学生に対し、危機対応に関する研修・講習の実施について検討する（例：安全確保、連絡方法、避難行動など）

このマニュアルは、一般的な熊等の対策および大学での緊急対応の原則に基づいて作成されています。